

横浜市地域冷暖房推進指針

施行 平成8年4月1日

改正 令和5年11月1日

(目的)

第1条 この指針は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成7年3月横浜市条例第17号)及び「横浜市地球温暖化対策実行計画」の趣旨に基づき、地域冷暖房の導入を促進することにより、エネルギーの合理的かつ効率的な利用を推進し、地球温暖化の防止、大気汚染の防止などの環境への負荷の低減を図るとともに、安全な都市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域冷暖房 一定の地域において複数の建築物に冷房、暖房、給湯等を行うために、熱発生所施設から熱需要者まで導管を用いて供給熱媒体を供給する施設の総体をいう。
- (2) 熱発生所施設 供給熱媒体を製造するために設置されるボイラー、ヒートポンプ、冷凍機、熱交換器等の設備及びこれらに付随する配管をいう。
- (3) 導管 供給熱媒体を輸送するための管及びその付属機器であって、熱発生所施設内に配置される配管以外のものをいう。
- (4) 供給熱媒体 熱発生所施設内において冷却又は加熱され、熱需要者まで供給される冷水、温水、蒸気及びヒートポンプ用熱源水をいう。
- (5) 未利用エネルギー ごみ焼却場からの排熱、下水の熱、海水その他地域冷暖房の熱源として有効利用が可能なエネルギーをいう。
- (6) 特定開発事業者 延べ面積が20,000平方メートル以上の建築物を建築(改築を含む。)しようとする者又は1ヘクタール以上の区域における都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を行おうとする者をいう。

(地域冷暖房の導入可能性に関する検討)

第3条 特定開発事業者は、事業を行おうとするときは、開発区域内における建築物への熱の供給方法として、地域冷暖房の導入可能性を検討し、適正と判断できた場合は、導入に努めるものとする。

- 2 前項に規定する検討は、新築等を行う建築物の用途の特性や周辺の建築物の立地の状況及び開発動向、未利用エネルギーの利用可否等を踏まえ、判断するものとする。

(地域冷暖房の整備に関する検討)

第4条 前条第1項の検討により、地域冷暖房の導入が適正と判断できた場合は、地域冷暖

房の整備に関する検討を行うよう努めるものとする。

- 2 前項に規定する検討に当たっては、未利用エネルギーの積極的活用に努めるものとする。
- 3 第1項に規定する検討は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 整備検討区域、熱負荷の予測値、熱発生所施設の位置、導管の位置
 - (2) 周辺の未利用エネルギーの賦存状況及びその活用方策
 - (3) 熱発生機器の機種及び能力、熱源の種類、供給熱媒体の種類並びに熱料金の概算値
 - (4) 省エネルギーの効果、環境保全効果等の予測

(説明会)

第5条 地域冷暖房の整備を行おうとする者は、地域冷暖房の整備が予定される区域内の建築物の所有者等の関係者（以下「区域内関係者」という。）に対し、地域冷暖房の整備に関する説明会を開催するよう努めるものとする。ただし、特定開発事業者又は地域冷暖房の整備を行おうとする者が、開発事業の説明会等で地域冷暖房について区域内関係者に説明しているときはその限りではない。

附則

(施行期日)

- 1 この指針は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1号に規定する地域は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）に基づく用途地域に関する都市計画の決定及びその告示が行われるまでは、「近隣商業地域、商業地域及び準工業地域」とする。

附則

(施行期日)

この指針は、令和5年11月1日から施行する。